

岩手県告示第724号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局東北技術事務所長から次のとおり通知があった。

平成25年9月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 岩手県内の直轄河川区域（北上川）
- 2 公共測量を実施する期間 平成25年8月30日から平成26年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（MMS計測）